

令和3年6月21日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

ウラン濃縮工場に関する定期検査計画書について

日本原燃（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

- ウラン濃縮工場
定期検査実施計画

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 熊沢晋家
電話番号	（内線） 6 4 8 7
	（直通） 0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 坂本敏昭

定期検査計画書

2021 濃運発第 26 号
令和 3 年 6 月 21 日

青森県 危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
濃縮事業部長
鶴来 俊弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第 10 条
第 1 項の規定に基づく細則第 6 条の定期検査の実施計画について別紙のとおり
報告します。

六ヶ所ウラン濃縮工場 定期検査実施計画

1. 実施予定期間

令和3年6月22日～令和4年2月28日

2. 工程表

年月	令和3年			令和4年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体工程	—————			

3. 検査項目

検査項目	検査内容
火災等による損傷の防止に係る検査	火災等による損傷の防止に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
搬送設備に係る検査	核燃料物質を搬送する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
警報設備等に係る検査	警報する設備等に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
廃棄施設に係る検査	放射性廃棄物を廃棄する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
換気設備に係る検査	換気設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
非常用電源設備に係る検査	発電設備または無停電電源装置に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
通信連絡設備に係る検査	通信連絡設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。

4. 特記事項

特になし。